

公立昭和病院における公的研究費の内部監査規定

平成30年6月22日

(趣旨)

第1条 この規定は、公立昭和病院における公的研究費の取扱いに関する規定（以下「規定」という。）第24条の規定に基づき、公立昭和病院における公的研究費に係る業務に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、病院長の命により実施し、公的研究費の適正な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、規定第2条第1項に規定する公的研究費を対象とする。

2 監査の対象期間は、監査を実施する年度の前年度とする。

(監査の実施)

第4条 監査は、実地監査により行う。ただし、監査の事項によっては、書面監査によることができる。

(監査員)

第5条 監査は、経営企画課会計係に属する職員（以下「監査員」という。）が実施する。

(監査への協力)

第6条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象の研究者又は事務職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

2 監査の対象の研究者又は事務職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第7条 監査員は、毎事業年度の始めに監査計画を作成し、病院長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第8条 病院長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ対象の研究者又は事務職員に対し監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、公的研究費の内部監査マニュアルに従い、経費の執行内容、経費執行の進捗状況及び経費の執行管理等の体制について確認を行う。

(監査の実施報告)

第10条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、病院長に報告する。

ただし、緊急を要すると認められた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第11条 病院長は、監査実施報告書の内容について、監査の対象部門の長に通知する。

2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。

3 監査の対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を病院長に報告しなければならない。

(結果報告の取扱い)

第12条 監査報告のとりまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、院内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(補則)

第13条 この規定に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規定は、平成30年 月 日から施行する。